水質汚濁に係る農薬登録保留基準値(案)

今回基準値の設定を行う水質汚濁に係る農薬登録保留基準値(案)は次のとおりです(農薬登録保留基準については参考1を参照)。

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの 基準を定める等の件(昭和46年3月農林省告示第346号)第4号イの規定に基づき、 水質汚濁に係る農薬登録保留基準(平成20年7月環境省告示第60号)を改正し、下表 左欄の農薬の成分の公共用水域における水質汚濁予測濃度について下表右欄の基準値 を新たに設定します。

なお、新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
1-(2,4-ジクロロフェニル)-2',4'-ジフルオロ	0.0026 mg/l
- 1, 5-ジヒドロ-N-イソプロピル-5-オキソー4H-	
1, 2, 4ートリアゾールー4ーカルボキサニリド(別名イプ	
フェンカルバゾン)	
$(RS) - N - (\alpha - \nu r / - 2 - \tau - \mu) - 4 - \tau \tau - 2$	0.1 mg∕l
- (エチルアミノ) - 1,3-チアゾール-5-カルボキサミ	
ド (別名エタボキサム)	
(±)-2-エトキシ-2, 3-ジヒドロ-3, 3-ジメチル	0.79 mg∕l
ベンゾフランー5ーイル=メタンスルホナート(別名エトフメ	
セート)	
N- (4-クロロフェニル)-1-シクロヘキセン-1, 2-	0.0069 mg/l
ジカルボキシミド (別名クロルフタリム)	
[3-(4,5-ジヒドロ-1,2-オキサゾール-3-イ	0.007 mg/l
ル)-4-メシル-o-トリル] (5-ヒドロキシ-1-メチ	
ルピラゾールー4ーイル)メタノン(別名トプラメゾン)	
エチル=(RS)-4-シクロプロピル(ヒドロキシ)メチレ	0.015 mg/l
ン-3,5-ジオキソシクロヘキサンカルボキシラート(別名	
トリネキサパックエチル)	
S-アリル=5-アミノ-2, 3-ジヒドロ-2-イソプロピ	0.31 mg/l
ルー3ーオキソー4ー(oートリル)ピラゾールー1ーカルボ	
チオアート(別名フェンピラザミン)	

N- {2-[3-クロロ-5-(トリフルオロメチル)-2-	0.031 mg/l
ピリジル] エチル} $-\alpha$, α , α ートリフルオローゥートルア	
ミド(別名フルオピラム)	
3 - (ジフルオロメチル) - 1 - メチル- N - (3', 4',	0.055 mg/l
5'ートリフルオロビフェニルー2ーイル)ピラゾールー4ー	
カルボキサミド(別名フルキサピロキサド)	
3-シクロヘキシルー6-ジメチルアミノー1-メチルー1,	0.13 mg∕l
3, 5ートリアジンー2, 4 (1 H, 3 H) ージオン(別名へ	
キサジノン)	